

令和6年（行ウ）第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件（第1事件）

第1事件原告 相原健吾 外165名

第1事件被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、
内閣府大臣官房長、内閣府日本学術会議事務局長）

令和6年（行ウ）第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件（第2事件）

第2事件原告 芦名定道 外5名

第2事件被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣
情報官、内閣府大臣官房長）

原告準備書面（1）要旨

2024年9月17日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件原告ら訴訟代理人兼第1事件原告

弁護士 米 倉 洋 子

はじめに—本準備書面の目的

被告が準備書面（3）を提出したのが9月6日（金）、私ども原告の準備書面提出期限はその僅か4日後の9月10日（火）だったことから、被告の主張を踏まえた全面的な原告側の反論をこの準備書面で行うことは不可能です。

そこで、本準備書面では、被告準備書面（1）（2）において多数回繰り返されている、「一部の候補者を任命しないことは、任命権者である内閣総理大臣が自ら直接判断し、その結果が内閣府大臣官房に伝えられたのみ」という主張について、疑問となる重要な点を指摘し、釈明を求めたいと思います。

菅義偉内閣総理大臣が杉田和博内閣官房副長官から相談を受けていたことは、

後述するとおり、国会会議録、答申書、裁決書から明らかです。

原告らが開示を求めているのは、どのような根拠・理由をもって6名を選び出し、任命拒否という前例のない判断を行ったのかを明らかにする文書です。今後の審理において、被告の曖昧な主張がこのまま維持されるならば、争点も噛み合わなくなりますので、これを看過することはできません、

また被告は、「**任命権者である内閣総理大臣の**」と主張しますが、菅義偉氏が内閣総理大臣に就任したのは2020年9月16日であるところ、同年6月12日、つまり**任命権者である内閣総理大臣は安倍晋三氏だった時点**において、任命拒否された6名の氏名が「任命者側」から日本学術会議事務局に伝達されていたことが、すでに明らかになっています。その時期に6名を「選んだ」のは誰だったのか、その際の文書も「不存在」なのか、といったことにも疑問は広がります。

以下、順に論じます。

1 国会会議録から

本件任命拒否があった2020年10月1日の直後に開かれた臨時国会の会議録に残された菅総理の答弁は、次のようなものです。

- 「本件が起こる前からこの六人の方のお名前は御存じでしたか。」との質問に対し、「私は加藤陽子先生以外の方は承知していませんでした。」と答弁しています。
- 「加藤陽子先生以外の方の著作や研究論文等々も読んだことはないということですか。」との質問に対しては、「それはありません。」
- 「報道によると、総理はもともとの百五名の名簿は見ておられないということですが、それで結構ですね。」との質問に対しては、「百五名のもともとの名簿は見ていないということは事実です。」と言い切っています。
- それでは、「その6名の方が外されたという説明は誰から聞きましたか。」との質問に対しては、「杉田副長官だと思います。」と答えています。
- 菅総理と杉田副長官とのやりとりについて、菅総理の答弁をまとめると、次の

ようになります。

「私、八月三十一日に百五名の推薦名簿が提出されたときに、官房長官時代からの私の懸念を内閣府に伝えたんです。」

「私は、当時、まだ官房長官でありまして、その内容、百五人の名簿は見えておりません。そして、九月十六日に総理大臣に就任した後、加藤勝信官房長官、杉田和博副長官に改めて私の懸念点を伝えました。そして、九月二十四日の前ぐらいに杉田副長官から相談があり、九十九名を任命する旨を私自身が判断をし、それを副長官を通じて内閣府に伝えました」。

「九月二十四日に内閣府が九十九名を任命する旨の決裁書を起案し、九月二十八日に私が最終的な決裁をしました」。

- そして、「相談とは、6人外したという相談で、それでいいと判断したんですね。」との質問に対し、菅総理は「**そのとおりです**」と答弁しています。

以上のとおり、菅総理は、任命拒否をした6人を選び出す行為を自ら行ったわけではなく、杉田副長官が「6名の任命を拒否する」ことについて「相談」をし、菅総理は6名がどういう人かも具体的には知らないまま、任命拒否にゴーサインを出した、ということになります。

2 答申書から

以上のことは、情報審査会が発表した答申書からも明らかです。情報審査会は、菅首相の国会答弁を前提として、文書作成義務について、内閣官房や内閣府に対し、確認し説明をさせています。以下、その一部を紹介します。

■例えば内閣官房の「**文書不存在**」を理由とする不開示決定に対する答申書では

- 国会での答弁を踏まえると、杉田副長官が総理に行った相談について、それぞれ、その打合せ等の記録の文書を作成するとも考えられるので、この点について内閣官房に確認したところ、内閣官房は、「総理と副長官との相談の結果である総理の判断は、内閣府において、意思決定に至る過程を合理的に跡付け検証ができ

る文書を作成・保存している」と答えたと書かれています。

しかし代理人から申し上げると、私どもの情報公開請求に対して、「意思決定に至る過程を合理的に跡付け検証ができる文書」は内閣府から開示されていません。

●また、情報審査会は、総理と副長官の相談は「内閣官房の事務」として行われたにもかかわらず、「内閣官房においては、その跡付け・検証文書を作成・保存することを要さないとする考え方」に立っているとして、その考え方を厳しく批判しています。

■また内閣府大臣官房も、内閣官房と同様、情報審査会の質問に対して、「杉田副長官が菅総理に相談に行った」ことを認め、「菅総理が直接判断した」などという反論は一切していません。

3 裁決書における「裁決の理由」から

さらに、答申書を受けて各処分庁、つまりこの訴訟の被告が出した裁決書の「裁決の理由」では、上記各答申書の記述をそのまま記載しているのです。さきほどご紹介した記載の丸写しですので、ここでは、その内容は省略します。

4 まとめ—杉田副長官が菅総理に「相談」したことは明らか

以上をまとめますと、国会会議録、答申書、裁決書からは、本件任命拒否について杉田副長官が菅総理に「相談」したことが明白です。

従って、「任命権者である内閣総理大臣が自ら直接判断した」との被告の主張は、菅総理が任命拒否する特定の6名の「選定」から任命拒否の判断まで、全て自分自身で行ったとも受け取れる表現であり、菅総理が「自ら直接判断」した対象・内容が不明確と言わざるを得ません。

5 菅義偉が内閣総理大臣に就任する前の「任命者側」の意思決定

—6月12日までに6名を「選出」した意思決定について

ところで、前述したとおり、任命拒否された6名の氏名は、菅氏がまだ内閣官房長官だった2020年6月12日の時点で、「任命権者側」から日本学術会議事務局に伝達されていたという事実も、今後の審理の中で極めて重要になります。

つまり、6名が「選ばれた」のは、菅氏が総理に就任した9月16日以降などではなく、官房長官だった同年6月12日までの間であったことが明らかです。

菅氏は、総理大臣就任後に官房長官と副長官に、それぞれ「懸念」を伝えたと述べていますが、その「懸念」とは、6月の時点で推薦から除外されるべき6名を学術会議事務局に伝達していたにもかかわらず、その6名が正式に推薦されてきたことを知って、学術会議の推薦のとおり任命をすることへの「懸念」だったのではないのでしょうか。

6 求釈明

以上のところから、原告は、被告に対する以下6項目の求釈明を申し立てます。

記

- (1) 被告は、「一部の候補者を任命しないことは、任命権者である内閣総理が自ら直接判断」したと主張しますが、この判断は、任命しない特定の会員候補者を選び出す判断を含むのか、それとも99名だけを任命するとの判断にとどまるのかを明らかにして下さい。
- (2) 菅総理が行ったという「直接判断」は、いつの時点での判断を指しているのか、明らかにして下さい。
- (3) 菅総理の「直接判断」は、いかなる資料に基づくものであったのか、あるいは資料なしで判断したと主張するのか、資料の有無・内容を明らかにして下さい。
- (4) 総理または副長官が、他の行政機関からの説明・報告・相談を受けることなく重要な意思決定をした場合、当該総理、副長官あるいは彼らが所属する内閣官房には、公文書管理法4条に定める「経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、または検証することができ

る」文書の作成義務はあるのか、ないのかを、明らかにして下さい。

(5) 総理や副長官が判断にあたって使用した文書及び作成した文書についての管理権限が誰にあるのか、又は誰に委任されているのかを、明らかにして下さい。

(6) 被告は2020年6月12日段階の「任命権者側」の意思決定に関わる文書も含めて「物理的不存在」を主張しているのかを明らかにして下さい。

これらは、原告としては現時点で最低限必要と考える確認事項であり、これらが明確にならなければ、被告の主張に対する噛み合った反論ができませんので、明確な回答をお願いします。

以上